

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十七号

東京都北区公印規則の一部を改正する規則

東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一専用東京都北区長印の項に次のように加える。

17 の 12	同	同	予 防 接 種 事 務 用	健 康 福 祉 部 保 健 予 防 係 長
---------------	---	---	---------------------------------	---

別表第一専用東京都北区長代理之印の項に次のように加える。

29 の 11	同	同	予 防 接 種 事 務 用	健 康 福 祉 部 保 健 予 防 係 長
---------------	---	---	---------------------------------	---

別表第二中

19・20・21・22・
23・23の2・23の
3・23の4・23の
5・23の6・23の
7・23の9・23の
10・23の11・23の
13・23の15・23の
16・23の17・23の
18・25の5・29の
4・29の5・29の
8・29の9・29の
10

専	代	東	何
門	理	京	事
	之	都	
	印	北	務
	長	区	

7・8・9・10・
11・11の2・11の
3・11の4・11の
5・11の6・11の
7・11の9・11の
10・11の11・11の
13・11の15・11の
16・11の17・11の
18・13の5・17の
4・17の5・17の
6・17の8・17の
9・17の10・17の
11

を

19・20・21・22・
23・23の2・23の
3・23の4・23の
5・23の6・23の
7・23の9・23の
10・23の11・23の
13・23の15・23の
16・23の17・23の
18・25の5・29の
4・29の5・29の
8・29の9・29の
10・29の11

専	北	東	何
用	区	京	事
	長	都	
	印	務	

を

19・20・21・22・
23・23の2・23の
3・23の4・23の
5・23の6・23の
7・23の9・23の
10・23の11・23の
13・23の15・23の
16・23の17・23の
18・25の5・29の
4・29の5・29の
8・29の9・29の
10・29の11

専	代	東	何
用	理	京	事
	之	都	
	印	北	務
	長	区	

に改める。

7・8・9・10・
11・11の2・11の
3・11の4・11の
5・11の6・11の
7・11の9・11の
10・11の11・11の
13・11の15・11の
16・11の17・11の
18・13の5・17の
4・17の5・17の
6・17の8・17の
9・17の10・17の
11・17の12

専	北	東	何
用	区	京	事
	長	都	
	印	務	

に、

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和三年九月八日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十八号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

（令和三年度における夏季休暇の特例）

第六条 令和三年九月三十日までの間に任用された職員に対する令和三年度における第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「いう。」とあるのは、「いう。」及び十月一日から同月三十一日までの期間」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月八日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第五十九号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

（令和三年度における夏季休暇の特例）

4 令和三年四月一日から同年九月三十日までの間に任用された会計年度任用職員に対する令和三年度における第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「同じ。」とあるのは、「同じ。」及び十月一日から同月三十一日までの期間」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「この号」の下に「及び第四項第一号」を加える。

第十二条第七号イの表及び第二十七条第八号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十一号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第十二号様式及び第十三号様式を次のように改める。

第12号様式（第44条関係）

----- 切り取り線 -----



取り扱いについて

1 シールは収集予定日と、氏名または受付番号をお書きの上、粗大ごみの見やすい所にはって指定日にお出してください。

2 一度はったシールは、はり直せません。ご注意ください。

▼ここから下の部分をはがしてください。 北区長

有料粗大ごみ処理券

 **北 区** **¥200-** 

収集予定日	氏名または受付番号
月 日	

寸法 { 縦 130 ミリメートル
横 85 ミリメートル }

刷色 オレンジ

第13号様式（第44条関係）

***** 切り取り線 *****

取り扱いについて

1 シールは収集予定日と、氏名または受付番号をお書きの上、粗大ごみの見やすい所にはって指定日にお出してください。

2 一度はったシールは、はり直せません。ご注意ください。

▼ここから下の部分をはがしてください。 北区長

有料粗大ごみ処理券

 **¥300-** 

北 区

収集予定日	氏名または受付番号
月 日	

寸法 { 縦 130 ミリメートル
横 85 ミリメートル }

刷色 緑

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、なお使用することができる。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十二号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則の一部を改正する規則

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則（令和二年十一月東京都北区規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和三年九月三十日」及び「同年九月三十日」を「令和四年一月三十一日」に改める。

付 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する

東京都北区自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月二十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第六十三号

東京都北区自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則

東京都北区自動車臨時運行許可に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「ときは」の下に「、法第三十五条第四項の規定に基づき」を加え、「別記第二号様式。」及び「区長が別に定める」を削る。

第五条第一項中「臨時運行許可証・番号標亡失（毀損）届（別記第三号様式）」を「臨時運行許可証及び番号標亡失・毀損届（別記第二号様式）」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)
(表)

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出してください。

所長	申請受付	返納受付

- 自動車検査証
- 自動車検査証返納証明書
- 登録識別情報等通知書
- 自動車損害賠償責任保険証明書 (自動車損害賠償責任共済証明書)
- 免許証
- 在留カード
- その他

車名 Maker of the vehicle	1 箱形 (Box-shaped) 2 ステーションワゴン (Station Wagon)	
形状 Type of Body	3 バン (Van) 4 キャブオーバー (Cab-over)	
	5 オートバイ (Motorcycle) 6 その他	
車台番号 Serial No.		
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration)	
	3 封印取付けのための回送 (Seal)	
	4 その他 (Other)	
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	
	1. () () () 検査場	
	2. () () ()	
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 () 日間 至 (To) 年 月 日	
	※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1～2日間です。)	
	備考	

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

東京都北区長 殿

年 月 日

住所 Applicant's Address	
氏名又は名称 Name	
※法人の場合は 代表者名も 記入してください。	(代表者) 電話 (Tel) () () ()
業種 Type of Industry	1 販売業 (Sales) 2 整備業 (Maintenance Services) 3 個人 (Personal)
番号標受領者氏名・住所 Recipient's name Recipient's Address	※申請人と異なる場合のみ記入

番号標番号	練馬	—	北	枚数
				1 . . 2
許可番号	No.			
許可年月日		年 月 日		
有効期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
返納年月日		年 月 日		
備考		普 軽 二		

返納期限 年 月 日まで

(裏)

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科されます。(道路運送車両法第107条)
 - 2 許可証、番号標の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。
この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。(道路運送車両法第108条)
 - 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
 - 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。
- ◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。
- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など
 - 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。)
 - 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど
- ◎ 申請書記載方法
- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、スズダ 等と記入してください。
 - 2 形状は、該当番号に○印をつけてください。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
 - 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
 - 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけてください。「4 その他」の場合は、()内に具体的に記入してください。
 - 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。
(例 北区王子本町～○○市～○○高速～○○市○○区)
したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したものの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。
 - 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入(申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入)してください。

臨時運行許可証及び番号標亡失・毀損届

年 月 日

東京都北区長殿

届出人の住所
氏名又は名称
（代表者役職氏名）
電話番号

自動車の臨時運行の許可について、下記のとおりお届けいたします。

記

- 届出理由 臨時運行許可証 亡失 毀損
 臨時運行許可番号標 亡失 毀損（ 枚）
- 許可証及び番号標 年 月 日 貸与
許可証番号 第 号
番号標番号 練馬 一 北
- 亡失・毀損日時 年 月 日
午前・午後 時 分
- 亡失・毀損した場所及び状況

- 警察署への届出（臨時運行許可番号標の亡失に限る。）
届出警察署名 警察署
届出年月日 年 月 日
受理番号 第 号
電話番号

別記第三号様式を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自動車臨時運行許可に関する規則の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、必要の修正を加え、なお使用することができる。